

就学援助（新入学児童生徒学用品費）入学前支給のご案内



新座市教育委員会

新座市では、経済的理由により教育の機会が失われないように、新入学児童生徒学用品費（ランドセル等の入学時に必要な学用品を購入する費用）を入学前の3月に支給します。



1 対象となる方・申請書類

新座市に住民登録があり、令和4年4月に新座市立小学校に入学するお子さんの保護者の方で、以下のいずれかに該当する方が対象となります。

申請する際は、「就学援助費（新入学児童生徒学用品費）受給申請書」と以下の添付書類（写し可）を提出してください。申請書は各小学校又は教育委員会学務課にあります。市ホームページからもダウンロードできます。

対象となる方	添付書類
世帯の年間総所得金額（所得のある方全員分）が認定基準金額を下回る方 ※ 裏面「5 認定となる年間総所得金額の目安（令和2年度の例）」をご覧ください。	令和3年度所得証明書 ※ 令和3年1月1日現在の住民登録地の市区町村で発行しています。 ※ 令和2年1月～12月の「合計所得金額」の記載があるもの。 ※ 生計を同一にする方で、所得のある方全員分。
市町村民税が非課税又は減免されている方	※ 令和3年1月2日以降に新座市に転入した方のみ添付が必要です。 1月1日現在新座市に住民登録がある方は添付不要です。
生活保護を停止又は廃止されている方	「生活保護受給証明書」 生活支援課へお問い合わせください。
国民年金保険料が減免されている方	「国民年金保険料免除申請承認通知書」 年金事務所へお問い合わせください。
国民健康保険料が減免又は徴収が猶予されている方	「国民健康保険税減免決定通知書」 国保年金課へお問い合わせください。
児童扶養手当を受給している方	「児童扶養手当証書」 こども給付課へお問い合わせください。

※ 令和4年3月末日以前に新座市外へ転出する可能性がある場合は、入学前の申請をご遠慮ください（入学後に申請することができます。）。

※ 生活保護を受けている方は申請できません。

※ 令和3年度に兄弟が就学援助の認定をされている場合、添付書類の提出は必要ありません。申請書のみ提出してください。

2 申請期間

令和4年1月4日（火）～1月31日（月） 必着

3 提出先

入学予定の小学校又は教育委員会学務課

4 支給額・支給日

支給額 新小学1年生51,060円

支給日 令和4年3月上旬（予定）

※ 支給の可否は2月下旬頃お知らせします。

5 認定となる年間総所得金額の目安（令和2年度の例）

世帯の年間総所得金額（所得のある方全員分）が認定基準金額を下回れば認定となります。

世帯人数	家族構成	持家	借家
2人	父40歳 子5歳（年長）	約170万	約267万
3人	母40歳 子11歳（小6） 子5歳（年長）	約232万	約329万
4人	父40歳 母40歳 子11歳（小6） 子5歳（年長）	約295万	約392万
5人	父40歳 母40歳 子12歳（中1） 子11歳（小6） 子5歳（年長）	約365万	約462万
6人	父40歳 母40歳 子12歳（中1） 子11歳（小6） 子5歳（年長） 祖母70歳	約414万	約511万

※ この表はあくまで目安です。年齢・家族構成等により、基準額は異なります。

※ 所得とは、給与収入の場合は給与所得控除後の額を、事業収入の場合は必要経費差引後の額をいいます。

6 注意事項

- ・入学前支給を受けた方でも、「令和4年度就学援助制度」をご希望の場合には、入学後に改めて申請していただく必要があります。
- ・入学前支給を受けた方は、「令和4年度就学援助制度」の新入学児童生徒学用品費は対象となりません。
- ・支給決定後に転出をされた場合は、返金は求めませんが、転出先自治体には本市で入学前支給を行った旨を通知いたします。
- ・今回、提出漏れや審査の結果で支給されないことになりましたも、「令和4年度就学援助制度」で4月から認定となった場合には、同様の額を入学後に支給いたします。



問合せ

〒352-8623

新座市野火止一丁目1番1号

（新座市役所第二庁舎2階）

新座市教育委員会学務課 就学援助担当

電話 048-477-6869（直通）